

可決

藤田一則議員に対する議員辞職勧告決議について

今回の決議文の提出は、藤田一則議員の行為が、議員としての倫理義務および法令遵守義務を著しく逸脱し、議会および町民の信頼を大きく損なった事実を重く受け止めたもので、賛成多数で可決されました。

藤田一則議員に対する議員辞職勧告決議

議員は、町政に関する権限及び責務を深く自覚し、町民全体の奉仕者として町民の信頼に値する高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従い、その使命の達成に努めなければならない。また、議員として町民から負託を受けた立場とその職責を十分に認識し、法令・条例等を遵守し、良識をもって町民の模範となるよう行動しなければならない。あつてはならない法令違反があれば、たとえ軽微とされるものであっても、公職を預かる者としての資質および責任を問われるものであり、議会として厳正に対処すべきものである。

しかしながら藤田一則議員は、その職責と立場を十分に認識し、町民の模範となるよう行動しなければならないにもかかわらず、本年5月に自身が関係する小屋の解体に伴う廃材を、本来適正に処理すべき廃棄物であるにもかかわらず焼却したとして、8月に書類送検された。さらに、検察は同年10月24日付で廃棄物処理法違反の罪で略式起訴し、鯉ヶ沢簡易裁判所は同年11月10日付で罰金50万円の略式命令を発した旨が報道されている。これは、法令遵守義務を負う公職者として看過できない重大な事態である。

これらの事実は、議会および町民の信頼を著しく損なうものであり、議員の品位と信用に対する重大な信頼失墜行為である。よって、藤田一則議員の行為が議員としての倫理義務および法令遵守義務を著しく逸脱したものであることに鑑み、議会および町民の信頼回復のため、直ちに議員の職を辞することを強く勧告するものである。

以上、決議する。

令和7年12月9日

深 浦 町 議 会

上程議案・概要・結果 ○は賛成、×は反対、除は除斥、議長(斉藤登)は採決に加わらない。	結果	八木史	七戸仁	福沢秀己	大川清光	岩谷司	岩根環	大高恒藏	藤田一則	工藤博利	今勝吉	斉藤登
発議第1号 藤田一則議員に対する議員辞職勧告決議	可決	○	○	×	○	○	×	×	除	×	○	-